

日 調 連 発 第 2 3 0 号
平成30年11月27日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

法務局における遺言書の保管等に関する法律の施行期日を定める政令について（参考送付）

標記について、法務省民事局民事第二課から、別添のとおり閣議決定された旨の情報提供がありましたので、参考までに送付します。

政令第三百十七号

法務局における遺言書の保管等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

法務局における遺言書の保管等に関する法律の施行期日は、平成三十二年七月十日とする。